

令和7年
3月号

下倉田交番

戸塚警察署
045 (862) 0110



自転車も交通ルールを守ろう



自転車は、軽車両扱いで、車やバイクと同じ車両として扱われるのを知っていますか？

自転車も交通ルールを守らないと検挙され、交通切符の取り締まりを受けます。

【主な自転車の交通違反】



- ・信号無視 ・指定場所一時不停止 ・酒酔い運転 ・遮断踏切立ち入り
 - ・通行区分違反（右側通行） ・無灯火 ・二人乗り ・並進
 - ・携帯電話使用 ・イヤホン等使用 ・傘差し運転 ・通行方法違反（歩道通行中）
- 等がある。

<令和6年11月！自転車の交通違反がさらに強化！>

- ・自転車運転中の「ながらスマホ」に対する罰則

スマホを持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホを注視することも禁止！

罰則：1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

- ・自転車の酒気帯び運転、ほう助に対する罰則

お酒を飲んで自転車を運転すること、また自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供する場合も禁止！

罰則：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



現在自転車関連の交通事故が多発している状況である。事故をなくすためにも
自転車も交通ルールを守ろう！

